

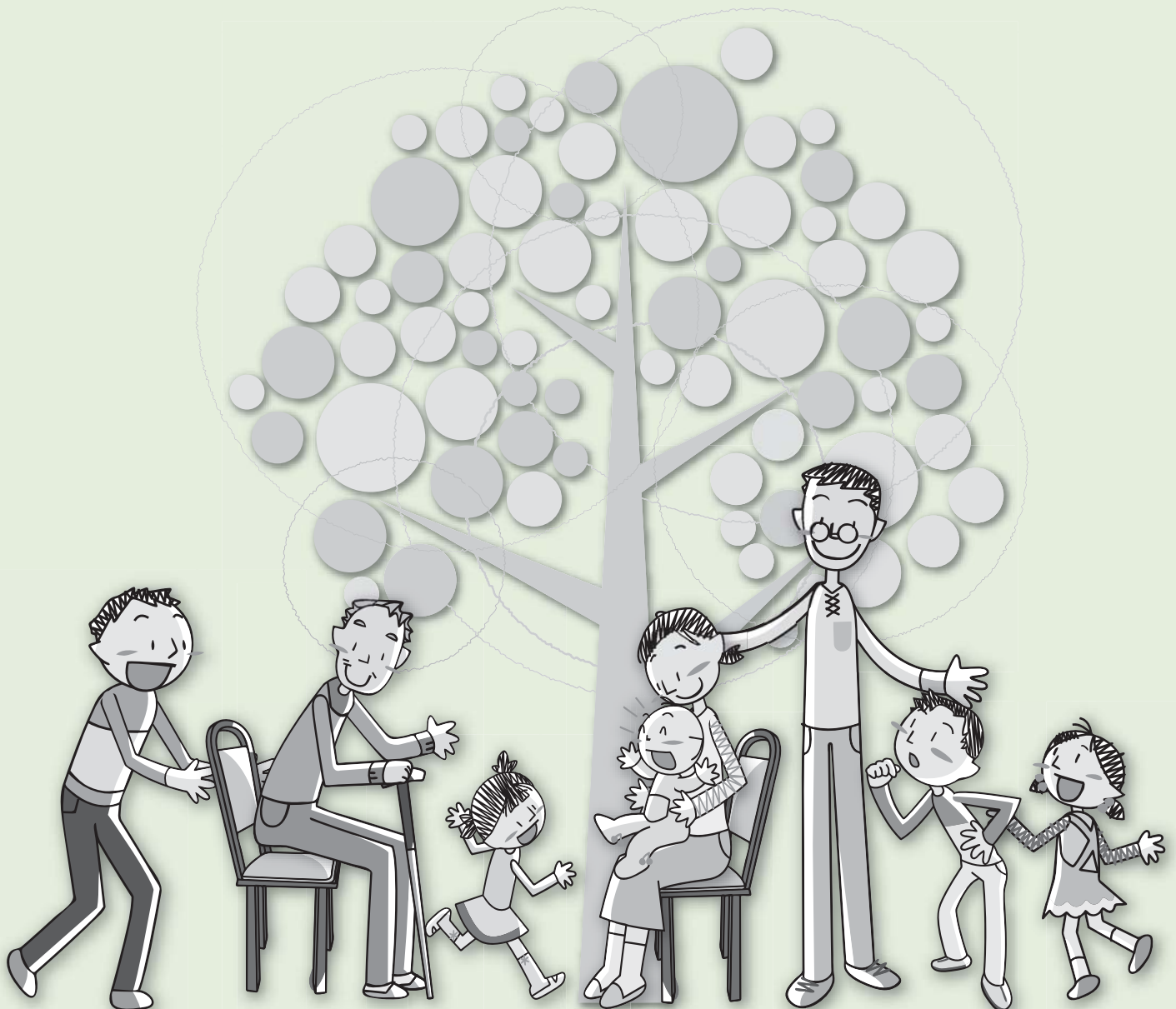
概要版

東海市

子ども・子育て支援事業計画

平成 27 ▶ 31 年度

すべての子どもと家庭を
しあわせにする まちづくり



東 海 市

1 計画の趣旨

東海市では、都市宣言に掲げている「子育てと結婚を応援するまち東海市」にふさわしい「日本一子育てしやすいまち」を目指し、子育て支援のための施策を実施することで、魅力あるまちづくりを進めてきました。しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境の現状は厳しく、子育ての不安の増大や孤立化、仕事と子育ての両立など課題が多様化してきています。

このような課題に対応し、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築のため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立しました。

そこで、東海市では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、「東海市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子ども・子育て支援新制度が目指すもの

- ① **質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供**
 - ・ 保育園、幼稚園及び認定こども園との連携のための取り組みを促進し、保育環境の整備と保育士等の資質の向上を図る
- ② **保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善**
 - ・ 地域のニーズを踏まえ保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図る
- ③ **地域の子ども・子育て支援の充実**
 - ・ 子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

2 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間の計画の期間とします。

3 基本理念

子どもが健やかに育つよう、子どもの成長発達に応じて、親子がともに育ちあえることを願い、基本理念を以下のように定めます。

すべての子どもと家庭を しあわせにする まちづくり

基本目標 1 安心して教育・保育が受けられるまち

乳幼児期の愛着形成及び人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通して、子どもの健やかな発達を保障するとともに、保育園・幼稚園・小学校が保育・教育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の認識が持てるよう保育園・幼稚園・小学校が連携します。

また、障害のある子どもや、虐待などによりケアを必要とするなど配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

【基本目標】

基本目標 1
安心して教育・
保育が受けられる
まち

【基本施策】

- ① 質の高い保育と幼児教育の充実
- ② 保育園・幼稚園・小学校の連携
- ③ すべての子どもの立場にたった支援の推進

基本目標 2 身近な地域における助け合い・支え合いができるまち

子どもの成長には、地域で多様な人と出会い、子ども同士の触れ合いを通して、子どもの世界を広げていくことが望まれます。また、核家族化が進んだ現在では、子育て中の保護者が孤立感・孤独感を感じながら子育てをすることも稀ではありません。

子どもが広い世界で成長し、保護者も地域で穏やかな心で子育てできるよう身近な地域に存在する、保育園、幼稚園、学校、児童館など、市や専門機関、諸団体が連携・協力し、子育てについて助け合い、支え合っていく取り組みを進めます。

【基本目標】

基本目標 2
身近な地域に
おける助け合い・
支え合いが
できるまち

【基本施策】

- ① 地域社会における子育て支援活動の推進
- ② 未就園の親子が集う場の充実
- ③ 子どもの居場所づくりの推進
- ④ 豊かな体験の場づくりの推進

基本目標3 子育てと仕事を両立できるまち

現代では、性別にとらわれない、その人なりの充実した生き方が模索されています。また、家庭も仕事も充実させ、自分らしく暮らすことを望む人も増えています。しかし、現実には、出産・育児により仕事を諦める人が多い状況です。

安心して子どもを生み育て、いきいきと働くことができるよう、出産後の支援や、多様な雇用体系に対応できる保育サービスを提供します。また、事業者とともに、子育てと仕事のバランスがとれる働き方を支援する取り組みを進めます。

【基本目標】

【基本施策】

基本目標3

子育てと仕事を 両立できるまち

① 仕事と子育ての両立を支援するための環境の整備

② 育休から円滑に復帰できる環境の整備

基本目標4 結婚と子育てを応援するまち

「子育てと結婚を応援するまち東海市」にふさわしい子育て支援策を確立するため、安心して出産し、子育てができる環境やだれもが住みやすいまちになるような環境を整備していくことが重要です。また、すべての子どもとその家族が健康であるための取り組みも必要です。

結婚に向けての活動を支援する環境づくりに取り組みます。

【基本目標】

【基本施策】

基本目標4

結婚と子育てを 応援するまち

① 未婚者支援の充実

② 安心して出産ができる環境の整備

③ 健康の確保と増進

④ 経済的負担の軽減

1 量の見込みについて

子どもをもつ保護者へのアンケート調査などから市民ニーズの量（見込み量）を算出し、支援・サービスの量（提供量）を確保しています。

2

教育・保育の量の見込みと確保方策

新制度では、3つの認定区分に応じて、施設など（保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まっていきます。

対象事業		認定区分
教育標準時間認定 (子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合)	幼稚園、 認定こども園	1号認定
保育認定 (「保育の必要性の事由※」に該当し、 保育園等での保育を希望される場合)	満3歳以上	幼稚園 保育園、認定こども園
	満3歳未満	保育園、認定こども園 地域型保育事業

※ 保育の必要性の事由：就労・妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居または長期入院しているなど、市町村が認める項目に該当する場合

保護者の就労状況や新制度による入所要件の緩和で、特に0歳児から2歳児までの保育ニーズが見込まれます。待機児童を生じないよう計画的な施設整備や保育士の確保を行っていきます。幼稚園に対しては、認定こども園への移行を働きかけます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量（1号認定）	1,707人	1,659人	1,630人	1,577人	1,549人
提供量	1,846人	1,846人	1,846人	1,846人	1,846人
過不足（提供量－見込み量）	139人	187人	216人	269人	297人
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量（2号認定）	1,842人	1,796人	1,768人	1,718人	1,692人
提供量	1,972人	1,972人	1,972人	1,972人	1,972人
過不足（提供量－見込み量）	130人	176人	204人	254人	280人
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量（3号認定）	959人	940人	923人	895人	869人
提供量	933人	958人	958人	958人	958人
過不足（提供量－見込み量）	▲26人	18人	35人	63人	89人

3

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 延長保育事業

保育園等で通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、保育士の配置などにより延長保育を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	401人	392人	385人	373人	364人
実施箇所数	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
提供量	401人	392人	385人	373人	364人

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後に指導員の活動支援のもと、遊びや生活の場などを提供し、児童の健全育成を図る事業です。本市が運営する事業においては、平成27年度から対象学年を6年生まで広げて実施します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	1～3年	782人	790人	792人	807人	817人
	4～6年	145人	144人	144人	150人	150人
計		927人	934人	936人	957人	967人
実施箇所数		14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
提供量		1,158人	1,158人	1,158人	1,158人	1,158人

③ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事などにより、家庭における養育が一時的に困難になった児童について、施設で必要な養育を行う事業であり、今後も引き続き実施します。

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量		20人	20人	20人	20人	20人
実施箇所数		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
提供量		20人	20人	20人	20人	20人

④ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。平成27年度からは、児童館についても拠点として位置づけ、機能の充実を図ります。

(月平均)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量		6,345人	6,213人	6,102人	5,921人	5,753人
提供量	子育て支援センター	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	児童館	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所

⑤ 幼稚園における一時預かり事業

市内の5つの幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに保護者の要請に応じて一時的に子どもを預かる事業です。

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	1号認定	3,136人	3,047人	2,994人	2,897人	2,845人
	2号認定	64,064人	62,244人	61,156人	59,175人	58,123人
	計	67,200人	65,291人	64,150人	62,072人	60,968人
実施箇所数		5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
提供量		61,250人	61,250人	61,250人	61,250人	61,250人

- ⑥ 保育園、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）などにおける一時預かり事業
 家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園や子育て支援センターなどで一時的に預かる事業です。

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量		15,418人	15,049人	14,783人	14,328人	13,982人
実施箇所数		21か所	21か所	21か所	21か所	21か所
提 供 量	保育園	11,160人	11,160人	11,160人	11,160人	11,160人
	子育て支援センター	3,192人	3,192人	3,192人	3,192人	3,192人
	ファミリー・サポート・センター	2,256人	2,256人	2,256人	2,256人	2,256人
	計	16,608人	16,608人	16,608人	16,608人	16,608人

⑦ 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などの理由で、保護者が養育できない場合に、児童を保育する事業です。平成27年5月より、公立西知多総合病院の敷地内において病児・病後児保育を実施します。

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量		1,096人	1,069人	1,050人	1,018人	994人
実施箇所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量		538人	586人	586人	584人	588人

⑧ ファミリー・サポート・センター事業（就学児童）

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（提供会員）が会員となって、一時的に有償で子どもを自宅などで預かる相互援助活動を行う事業です。

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量		441人	437人	438人	456人	456人
提供量		2,256人	2,256人	2,256人	2,256人	2,256人

⑨ 利用者支援事業

子どもや保護者などが多様な教育・保育施設や子育て支援事業を円滑に利用できるよう必要な支援を行う事業です。相談業務などを実施する関係部署の現状を把握し、連携を強化するとともに、平成28年度には総合相談窓を設置し、相談しやすい利用者支援を実施します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み箇所数		0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実施箇所数		0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑩ 妊婦健康診査

妊娠期の異常の早期発見、早期治療を目的として健康診査を行う事業です。妊婦健診についての情報を周知するとともに、早期の妊娠の届出を促します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計値		1,234人	1,230人	1,226人	1,222人	1,218人
実施体制		<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所 県内及び県外医療機関 ・実施体制 妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には補助金を交付 ・検査項目 一般妊婦健診、子宮がん検診、B型肝炎抗原検査、梅毒検査など ・実施時期 妊娠期 				

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を、助産師・看護師・保健師が訪問し、育児不安や養育困難などを把握し、継続した子育て支援につなげます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計値	1,161人	1,134人	1,113人	1,081人	1,056人
実施体制	助産師・看護師・保健師が生後4か月までの乳児家庭に対して全戸訪問を実施している。里帰り先の市町村や、医療機関などと連携をとり、全家庭の状況の把握に努める。				

⑫ 養育支援訪問事業

保育士、ヘルパー、助産師、保健師又は育児経験者などの派遣を行い、養育者の育児不安の軽減や定期的な支援により児童虐待の未然防止を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計値	312件	312件	312件	312件	312件
実施体制	乳児家庭全戸訪問事業などにより、養育上、支援が必要な家庭には、保育士、ヘルパー、助産師、保健師又は育児経験者などを派遣し、継続的な訪問を実施している。				

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。事業の導入については、国や愛知県の動向を踏まえるとともに、市民ニーズなどを把握して、今後の事業実施について検討します。

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行います。今後、新規事業者から参入の申し出があった場合には、事業の導入について検討します。

4

計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を進めるため、施策の状況について把握するとともに、「東海市子ども・子育て支援会議」において点検・評価し、その結果を公表し、また、必要な対応を実施するものとします。

なお、本計画に掲げる取り組みについては、本市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を進めます。

東海市子ども・子育て支援事業計画 概要版
平成27年3月発行

発行者:東海市
編集:東海市 市民福祉部 女性・子ども課
〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地
(052)603-2211、(0562)33-1111